

# 印刷物製造請負契約約款

## (総則)

- 第1条 山形県知事又はその委任を受けた者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、印刷物製造請負契約書（別記様式第1号又は別記様式第2号）記載の印刷物（以下「印刷物」という。）の製造（以下「製造」という。）に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書及び見本（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を含む。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、印刷物を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に、製造し、及び甲に納入するものとし、甲は、その契約金額又は単価契約に係る納入印刷物の代金（以下「契約金額等」という。）を支払うものとする。
- 3 契約金額には、こん包に要する経費及び運賃を含むものとする。
- 4 甲又は乙の都合により、印刷物を分割して納入する必要がある場合は、甲、乙協議して定める。
- 5 単価契約に係る製造数量は、契約期間中における甲の需要量とし、甲は必要のつど別途発注するものとする。
- 6 甲は、製造に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従わなければならない。
- 7 乙は、契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合、前項の指示があつた場合又は甲、乙協議した場合を除き、製造を行うために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。
- 8 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

## (請求等の方法)

- 第2条 この約款に定める請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、口頭で行った請求等の内容を書面に記載し、すみやかにこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (契約保証金)

- 第3条 乙は、契約保証金の納付を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は、付さない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第5条 乙は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## (著作権の譲渡等)

- 第6条 乙は、印刷物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の納入時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、印刷物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、印刷物が著作物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、乙が当該著作物に表示した著作者名を省略することができる。
- 4 乙は、印刷物（製造を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合は、当該印刷物を使用し、若しくは複製し、又は当該印刷物の内容を公表することができる。

## (特許権等の使用)

- 第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となつていない製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(条件変更等)

第8条 乙は、製造に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書等と仕様に関する説明が一致しないこと。
  - (2) 仕様書等に誤びゆう又は脱漏があること。
  - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
  - (4) 仕様書等で明示されていない条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により調査を行ったときは、調査の結果を取りまとめ、すみやかにその結果を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲は、約定した規格、数量、納入期限、納入場所、前条第4項の規定により訂正又は変更を行った仕様その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、契約内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により契約内容を変更するときは、甲及び乙は、遅滞なく印刷物製造請負契約変更書(別記様式第3号)を作成するものとする。

(予期することができない異常発生の場合の変更)

第10条 甲又は乙は、この契約の締結後納入期限までに又は契約期間内に契約締結のときに予期することができない異常な理由の発生等により、契約金額が著しく不相当となつたときは、契約内容の変更を求めることができる。この場合は、甲、乙協議して定める。

(危険負担)

第11条 印刷物について、次条第2項に規定する検査に合格するまでに生じた損害は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(検査及び所有権の移転)

第12条 乙は、印刷物を完納したとき、又は第1条第4項の規定による分割納入をしたときは、物件納入通知書(別記様式第4号)によりその旨を甲に通知しなければならない。ただし、単価契約に係る印刷物については、納品書等をもって物件納入通知書に代えることができる。

- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に印刷物の検査を行うものとする。この検査をする場合は、乙又はその代理人が立ち会わなければならない。
- 3 印刷物の所有権は、前項の検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。
- 4 乙は、第2項の検査に合格しない印刷物については、すみやかに、これを引き取り、これに代わる印刷物を納入しなければならない。
- 5 第2項の検査のため印刷物に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失は、乙が負担しなければならない。

(代金の支払)

第13条 乙は、印刷物を完納し、当該印刷物が前条第2項に規定する検査に合格したときは、契約金額等を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 乙は、甲の責に帰する理由により前条第2項の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責に帰する理由により第12条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を前条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとし、

その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(部分払)

第15条 乙は、第1条第4項の規定による分割納入に係る印刷物が第12条第2項に規定する検査に合格したときは、当該分割納入に係る印刷物の代金相当額の請求を行うことができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その支払については、第13条第2項の規定を準用する。

(かし担保)

第16条 甲は、印刷物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第12条第3項の規定により所有権が移転した日から1年以内に行わなければならない。

3 甲は、印刷物の納入の際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

第17条 甲は、乙がその責に帰する理由により納入期限までに印刷物を納入することができないときは、乙の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合にあつては、契約金額等から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、甲が第12条第2項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

2 乙は、印刷物の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに印刷物を納入することができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)乙が納入期限までに印刷物を納入しないとき。

(2)前号に掲げる場合のほか、乙がこの約款の規定に違反したとき。

(3)乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。

(4)甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 前項第1号から第3号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、乙は、甲に対し、解除違約金として契約金額（単価契約の場合にあつては、契約単価に製造予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額を超えるときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

4 第1項の規定による契約解除の効果は、第1条第4項の規定による分割納入に係る印刷物については及ばないものとする。ただし、第2項に規定する契約保証金又は解約違約金については、この限りでない。

5 甲は、第1項第4号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)第9条第1項の規定により契約内容を変更したため、契約金額等が3分の2以上減少したとき。

(2)甲が契約に違反し、その違反によつて契約の履行が不可能となつたとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(納入済印刷物の取扱い)

第20条 前2条の規定により契約が解除された場合において、既に納入された印刷物があるときの取扱いについては、甲、乙協議して定めるものとする。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第21条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」

という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。

(2)乙が独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。

(3)乙が独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。

(4)乙が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(5)乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額(単価契約の場合にあつては、製造予定数量又は製造実績数量のいずれか多い方に契約単価を乗じて得た金額)の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第22条 乙が、この契約に基づく賠償金又は損害金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額等支払の日まで年3.3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額等とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(約款外の事項)

第23条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。